

(案)
北部大阪都市計画用途地域の変更(池田市決定)

都市計画用途地域を次のように変更する。

種 類	面 積	建 築 物 の 容 積 率	建 築 物 の 建 ぺ い 率	外 壁 の 後 退 距 離 の 限 度	建築物の 敷地面積 最低限度	建 築 物 の 高 さ の 限 度	備 考
第一種低層住居専用地域	約25ha	10／10以下	5／10以下	隣地境界線より1.0m	—	10.0m	2.4%
	約154ha	10／10以下	5／10以下	道路に接する部分を除き北側隣地境界より1.0m	—	10.0m	14.6%
	約1.4ha	15／10以下	6／10以下	—	—	10.0m	0.1%
小 計	約180ha						17.0%
第一種中高層住居専用地域	約464ha	20／10以下	6／10以下	—	—	—	43.8%
第二種中高層住居専用地域	約18ha	20／10以下	6／10以下	—	—	—	1.7%
第一種住居地域	約149ha	20／10以下	6／10以下	—	—	—	14.1%
	約0.4ha	30／10以下	6／10以下				0%
小 計	約149ha						14.1%
第二種住居地域	約47ha	20／10以下	6／10以下	—	—	—	4.5%
	約0.7ha	30／10以下	6／10以下	—	—	—	0.1%
	約2ha	40／10以下	8／10以下				0.2%
小 計	約50ha						4.7%
準住居地域	約13ha	20／10以下	6／10以下	—	—	—	1.2%
近隣商業地域	約27ha	30／10以下	8／10以下	—	—	—	2.6%
	約13ha	40／10以下	8／10以下				1.2%
小 計	約40ha						3.8%
商業地域	約28ha	40／10以下	—	—	—	—	2.7%
準工業地域	約62ha	20／10以下	6／10以下	—	—	—	5.8%
	約7.4ha	20／10以下	8／10以下				0.7%
小 計	約69ha						6.5%
工業地域	約47ha	20／10以下	6／10以下	—	—	—	4.4%
合 計	約1,056ha						100.0%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

都市基盤の整備状況や土地利用現況等を踏まえて、合理的な土地利用と良好な市街地環境の形成を図るため、一部防火地域及び準防火地域の変更と併せて、本案のとおり、用途地域の変更を行うものである。

